

第 39 回住まいのリフォームコンクール 応募に関する Q & A

<部門共通>

Q 1 : 1つの住宅で、リビングと浴室を別の時期にリフォームした場合、また、別の事業者が工事をした場合、1つの住宅について複数の応募はできますか？

A 1 : 原則として1つの住宅につき複数作品の応募はできません。ただし、リフォームの時期が異なる場合や、別の事業者に工事を発注した場合など、別のリフォーム工事であると明らかに判断されるものについては、それぞれ作品の応募が可能です。

Q 2 : コンクールの応募締切日が「必着」となっていますが、締切日の消印で郵送しても受け付けてもらえますか？

A 2 : いいえ、受け付けられません。応募締切日を過ぎて到着した応募作品は審査の対象となりません。必ず応募締切日までに当財団の住まいのリフォームコンクール係に到着する必要があります。

Q 3 : 撮影者名の明記（クレジット）をする際に、一部の写真だけが別の撮影者の場合はどのように記載すればよいですか？

A 3 : 一部の写真だけがクレジットを必要とする撮影者の写真の場合は、対象となる写真に番号を振るなどして特定できるようにしてその番号をクレジットに記入して下さい。（例 1 撮影：〇〇〇〇氏（写真No.〇～〇）、例 2 撮影：〇〇〇〇氏（リフォーム前除く）等）

Q 4 : 建築基準法等関係法令を満たさないケースはどういう場合がありますか？

A 4 : 過去のコンクールでも建築基準法等関係法令を満たさないために審査の俎上に載らないものが少なからずありました。その例として、

- ①新設または改修した階段に手すりが設けられていない、
- ②屋根裏に居室を設置したバルコニーを居室化した結果、増築扱いとして建築確認申請が必要であるにもかかわらずその申請をしていない、
- ③台所等火気使用室の改修に天井や壁に所用の不燃材料が使われていない、
などが見受けられました。法令を遵守することは当然必要なことですので、コンクールに応募しようとする際に再度確認してください。

●「知っておきたいリフォーム関係法令の手引き」参照

<https://www.j-reform.com/publish/pdf/re-tebiki2021.pdf#page=29>

Q 5 : 作品に使用したい写真が多く、応募用紙 1 枚だけでは小さな表示になるため、1 作品に応募用紙を 2 枚使用することはできますか？

A 5 : いいえ、できません。応募作品は、必ず応募用紙 1 枚にまとめてください。

Q 6 : 該当工事床面積と総工事床面積の違いはなんですか？

A 6 : 行われたリフォーム工事が建物全体を対象としたものであっても、コンクールに応募する箇所が水回り部分だけというような場合には、水回り部分の床面積を該当工事床面積に、リフォーム工事全体の床面積を総工事床面積に記入してください。なお、行われたリフォーム工事全体をコンクールに応募される場合は、該当工事床面積と総工事床面積は同じ面積を記入してください。

Q7：該当部分工事費と総工事費の違いはなんですか？

A7：行われたリフォーム工事が建物全体を対象としたものであっても、コンクールに応募する箇所が水回り部分だけというような場合には、水回り部分の工事費を該当部分工事費に、リフォーム工事全体の工事費を総工事費に記入してください。なお、行われたリフォーム工事全体をコンクールに応募される場合は、該当部分工事費と総工事費は同じ金額を記入して下さい。

Q8：既存不適格建築物の場合、応募対象となりますか？

A8：リフォーム前の建物が既存不適格の場合、リフォーム後が適法であれば応募対象となります。なお、建築確認を必要とするリフォームである場合は、建築確認を行ったことを応募登録書にきちんと明記してください。

Q9：応募対象の条件に「原則として、建物全体の耐震性が確保されているもの」となっていますが、例外にあたるものはありますか？

A9：古民家など築100年といった建築後相当の年月が経ったものや、工事範囲が建物の一部分のみで構造躯体に関わらない部分リフォームなどを想定しています。ただし、応募登録書の「新耐震基準レベルの耐震性」の項目の記載が「耐震性なし」や「わからない」になる場合には、リフォームを行う際の耐震性についての考え方や配慮した点を記入欄に必ず記入してください。

Q10：「Iw値」や「Is値」には、何を記入するのですか？

A10：リフォーム前の建物について、耐震診断を行っている場合は、「リフォーム前」の箇所に診断の際の、木造建築であれば「Iw値」、非木造建築であれば「Is値」を記入してください。リフォームにて耐震改修を行った場合は「リフォーム後」の箇所に改修後の「Iw値」か「Is値」を記入してください。なお、リフォーム前後で「Iw値」や「Is値」に違いがない場合は、同じ値を両方に記入してください。

Q11：「Iw値」や「Is値」は、必ず記入が必要ですか？

A11：リフォーム前に耐震診断を行っている場合や、耐震改修の結果として「Iw値」や「Is値」を確認している場合には、その値を記入してください。ただし、特に耐震診断等を行っていないのであれば、空欄で結構です。

<住宅リフォーム部門>

Q1：店舗併用住宅の住宅部分だけをリフォームした場合は、住宅リフォーム部門への応募は可能ですか？

A1：はい、住宅部分を住宅にリフォームする事がメインの工事であれば、住宅リフォーム部門への応募が可能です。

Q2：空き家となっていた住宅を購入し、リフォームして新たに住み始めた場合は、住宅リフォーム部門への応募になりますか？

A2：はい、元々住宅であった建物を住宅としてリフォームしていますのでこちらの部門で結構です。

<コンバージョン部門【非住宅→住宅】>

Q 1 : 併用住宅の住宅以外の部分を住宅にリフォームした場合は、コンバージョン部門【非住宅→住宅】への応募が良いですか？

A 1 : はい、非住宅部分を住宅にコンバージョンしていますので、コンバージョン部門への応募で結構です。

Q 2 : 複数棟を一つの作品として応募する事はできますか？

A 2 : はい、応募できます。その場合は「2棟目以降」の住宅について、(2棟目以降用)の応募用紙と応募登録書を使用して、各々の住宅の内容を記載して応募してください。

<コンバージョン部門【住宅→非住宅】>

Q 1 : 一戸建の住宅の一部のみを店舗にリフォームした事例の場合は、コンバージョン部門【住宅→非住宅】への応募が良いですか？

A 1 : はい、住宅から店舗併用住宅へのコンバージョンという事で、コンバージョン部門への応募で結構です。

Q 2 : 空き家の住宅を、カフェとして活用するためにリフォームした場合は、コンバージョン部門での応募が良いですか？

A 2 : はい、住宅から非住宅のコンバージョンでの応募で結構です。

Q 3 : 複数棟を一つの作品として応募する事はできますか？

A 3 : はい、応募できます。その場合は「2棟目以降」の建物について、(2棟目以降用)の応募用紙と応募登録書を使用して、各々の建物の内容を記載して応募してください。